

飛驒法人会だより

No.207
2016

平成28年11月20日 第207号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三/編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp

TEL 0577-34-2201
FAX 0577-33-1093

秋



目次

- 税を考える週間特集…………… 2～9
 - テーマ:「くらしを支える税」
 - 税を考える週間トピックス
 - 納税表彰 高山税務署長表彰・飛驒税務推進協議会長表彰
 - 税に関する高校生の作文表彰・小・中学生の「税に関する作品」表彰・スナップ「税を考える週間」
- 税務署からのお知らせ…………… 10～11
 - 源泉徴収事務・法定調書作成事務における社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の概要
- 第33回 法人会全国大会(長崎大会)・第3回 (公社)飛驒法人会理事会 …… 12
- 第35回 岐阜県下法人会女性部会連絡協議会開催 …… 13
- 休憩室……………「守る」…………… 14～15
- 事業所訪問……………株式会社 なべしま …… 16～17
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)…………… 18～19
- 青年部会だより…………… 20
- 支部だより・女性部会だより…………… 21
- 読者の窓…………… 23
- 事務局だより・編集後記…………… 24



— JR高山駅新駅舎 平成28年10月1日 完成式典開催 — 岐阜県高山市昭和町

「税を考える週間」〔平成28年11月11日(金)～17日(木)〕のテーマ

「くらしを支える税」

～「税を考える週間」とは～

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から11月17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

平成28年の「税を考える週間」は、テーマを「税の役割と税務署の仕事」とし、以下のとおり実施しました。

1 国税庁ホームページによる広報

○ 国税庁の取組紹介

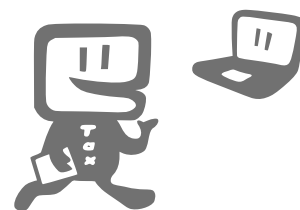
「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「くらしを支える税」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組についてご紹介しました。

- 国税庁の取組等を分かりやすく最新のデータで紹介しました。
- 調査や徴収などの業務をドラマ仕立てで紹介しました。
- 国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のトピックについて、統計資料等を交えながら説明しました。

2 SNSを利用した広報

○ ツイッターによる情報発信

「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」や新着情報などの各種情報を発信しました。



3 講演会の実施や関係民間団体等との連携

社会人や大学生を対象とした講演会や説明会を実施しました。

また、関係民間団体・地方公共団体等と連携して、各種イベントを全国各地で実施しました。

4 社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・納税手続などへの国税庁の取組

○ 社会保障・税番号(マイナンバー)制度の導入

社会保障・税番号(マイナンバー)制度については、平成27年10月からマイナンバー(個人番号)及び法人番号の通知が行われ、平成28年1月から国税分野において番号の利用が開始されています。

なお、平成29年1月以降は、各種申告書や法定調書等への番号記載が本格化することから、国税庁においては、関係省庁や関係民間団体等とも連携・協力を図りながら、効果的な周知・広報を実施します。

また、国税庁は、法人番号の付番機関であることから、法人番号が社会的なインフラとして幅広い分野で利活用されるよう、関係省庁と連携を図りつつ、「わかる。つながる。ひろがる。」をキャッチフレーズに制度説明や利活用の働きかけに取り組めます。

○ e-Tax

e-Taxについては、利用者の利便性向上の観点から、スマートフォンやタブレット端末から利用できる手続の対象を拡大するほか、添付書類について、e-Taxで受付可能なデータ形式への変換プログラムの提供や、イメージデータによる提出を可能とするなど、更なる利便性向上に向けた施策に取り組んでいます。

税務署から相談窓口のお知らせ

- パソコンやスマートフォンから「タックスアンサー」と検索
または <http://www.nta.go.jp/taxanswer>

- 電話による相談は
高山税務署(Tel.0577-32-1020)へお電話をお掛けください。
自動音声案内により「1」を選択すると「電話相談センター」につながります。
【受付時間等：8:30～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く。)]

11月
11日～17日

税を考える週間トピックス

高山税務署管内において、税の意義や役割を考え正しく理解していただけるような行事が開催され、飛驒法人会も積極的に取り組みました。

平成28年度 納税表彰

法人会活動を通じ、平成28年度納税表彰を受賞された法人会会員の皆様の栄誉をたたえ、ここにご紹介いたします。

永年のご功績に敬意を表し、心よりお喜び申し上げます。

高山税務署長表彰

(敬称略)



(公社)飛驒法人会
常任理事

長瀬 雅彦



(公社)飛驒法人会
女性部会理事

鍋島 正子



(公社)飛驒法人会
理事

笹谷 雅彦



飛驒税務推進協議会長表彰

(敬称略)



(公社)飛驒法人会
女性部理事
今井 美佐子



(公社)飛驒法人会
小坂支部青年部会副会長
細江 和彦



(公社)飛驒法人会
常任理事
松岡 守



税に関する高校生の作文表彰

国税庁では、我が国の次代を担う高校生に、国や地方公共団体の財政を支える租税の意義や仕組みを正しく理解していただくため、昭和37年から高校生を対象に「税に関する高校生の作文」を募集しています。

今年も飛驒地区の高校生の皆さんから多くの応募作品がよせられ、その中から次の方の作品が優秀な作文として選ばれ、11月14日の表彰において、表彰状と記念品が贈られました。(敬称略)



高山税務署長賞

岐阜県立飛驒高山高等学校 3年

清水 景伍

『未来を担う人たちへ』

税金は私たちの国民の生活を支え、より良い物にしていくために利用されています。それはきっと、誰もが理解していることです。

しかし、税金を納めることや税金によって提供されているサービス・補償を受け取ることが当たり前になり「税金がどこでどんなふうに何のために役立っているのか」を意識していない人も多いのではないのでしょうか。

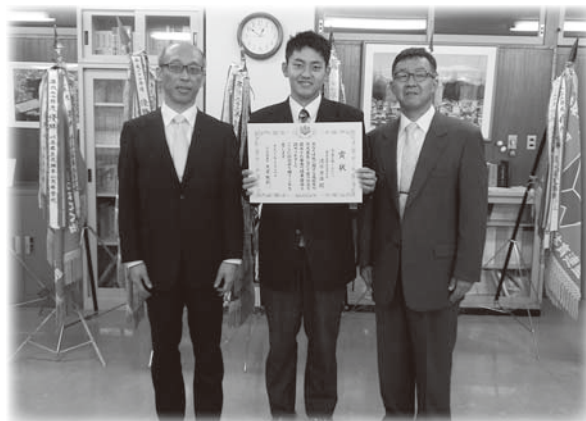
僕は小学校の頃、税金なんていらなかったのではないかと考えていた時がありました。しかし、中学に入って少し税の勉強をして税に関するDVDを見て気持ちは変わりました。その時見たDVDは、もし税金のない世界になったらというものでした。そこで見たものが衝撃的で鮮明に記憶に残っています。道路は舗装がされずガタガタで火事が起きてもお金がなければ消防も呼べないというとても悲惨な世界になっていました。このDVDのような世界に必ずしもなるというわけではありませんが、これに近いような状況にはなってしまうと思います。

今までは全く税金のことに興味がありませんでしたが改めて視点を変えてみると見える景色も変わってきました。今日、僕が見た救急車が町を走っていることや地域の清潔が保たれていることは決して当たり前ではないと思います。中学のころに何気なく頂いた教科

書でも未来を担う自分たちのために税金で提供されたものです。だからこそ僕たちはたくさん

の税金によって知らない誰かに助けられているという事を知るべきだと思います。僕たち高校生が勉学に励めたように次の世代の子どもたちにも受け継いでいくべきことだとわかりました。

税金が国民一人一人から集められた募金だと考えると有効に大切に使うってほしいと思いませんか。税金を無駄遣いしているというニュースもあり悲しい思いをした人もたくさんいると思います。生活保護など本当に必要としている人は、自分の周りにもいるかもしれません。税金を納める日本人の一員として、税金がどこでどんな風に役立っているのかを意識してみても良いのではないのでしょうか。



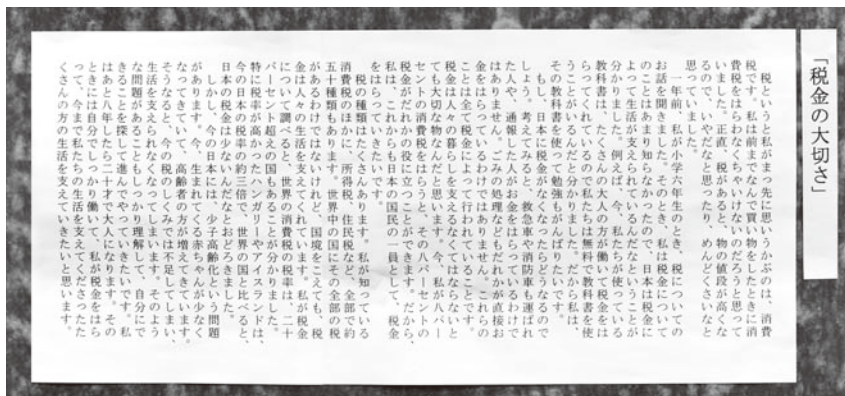
小・中学生の「税に関する作品」表彰

飛驒納税貯蓄組合連合会では、我が国の次の世代を担う児童・生徒の税に対する意識の浸透・拡大を図ることを目的として、毎年「税に関する作文及び習字」を募集しています。

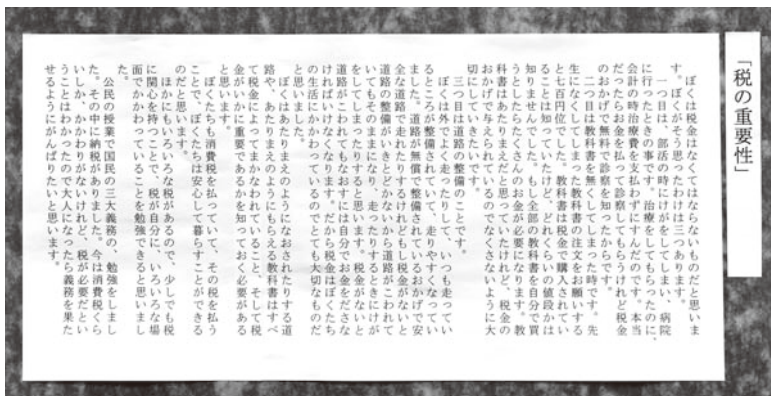
今年も飛驒地区の小・中学生の皆さんから寄せられた多数の応募作品の中から、次の方々の作品が優秀作として選ばれ、表彰状と記念品が贈られました。(敬称略)

作文の部

岐阜県納税貯蓄組合連合会長賞	高山市立松倉中学校	1年	花井	珠羽
高山税務署長賞	高山市立宮中学校	3年	坂下	潤治
飛驒納税貯蓄組合連合会長賞	高山市立宮中学校	3年	白川	太一



岐阜県納税貯蓄組合連合会長賞



高山税務署長賞



飛驒納税貯蓄組合連合会長賞

習字の部

岐阜県総務部長賞	高山市立東小学校	6年	鎌宮	楓	太
岐阜県総務部長賞	下呂市立萩原小学校	6年	福岡		凌
高山税務署長賞	下呂市立萩原小学校	6年	形部	航	希
飛騨県税事務所長賞	下呂市立萩原小学校	6年	日下部	朱	莉
高山市長賞	高山市立東小学校	6年	宮崎	天	真
下呂市長賞	下呂市立萩原小学校	6年	今井	瞳	希
飛騨市長賞	飛騨市立神岡小学校	6年	沖野	ひ	な
飛騨税務連絡協議会長賞	高山市立国府小学校	5年	美素	富	稀
飛騨法人会長賞	下呂市立萩原小学校	6年	金子	未	夢
名古屋税理士会高山支部長賞	下呂市立萩原小学校	6年	野尻	花	乃
飛騨納税貯蓄組合連合会長賞	高山市立山王小学校	5年	竹内	友	哉



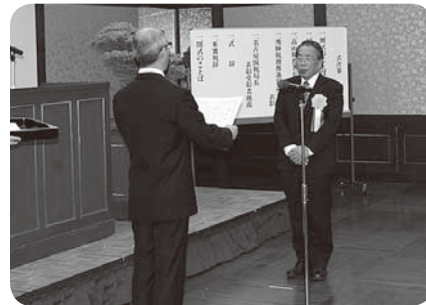


税を考える週間

— 納税表彰式 — 11月16日(水) 高山グリーンホテル



高山税務署長式辞

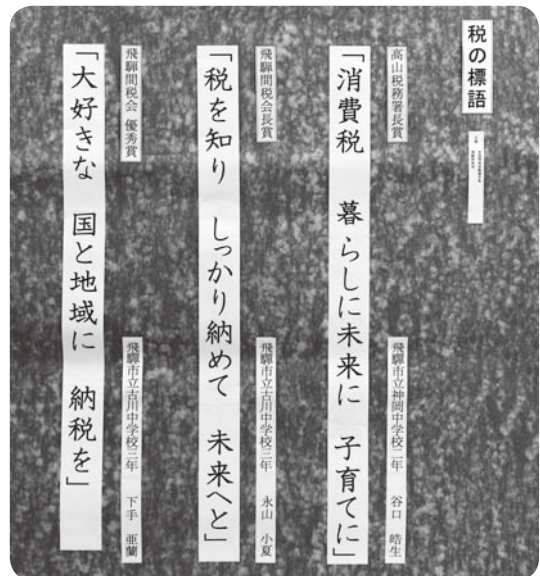
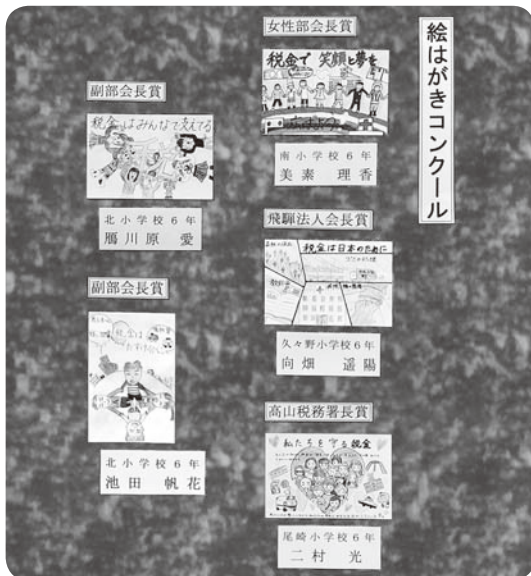


— 租税教育推進団体表彰 —



益田清風高校

— 税金パネル展 — 11月13日(日) パロー高山店



源泉徴収事務・法定調書作成事務における 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の概要

源泉所得税に関する事務での取扱い

1 マイナンバー制度導入後の主な変更点

申請書、届出書等へのマイナンバー又は法人番号の記載

源泉徴収義務者(給与の支払者等)は、平成28年1月1日以後に提出する申請書、届出書等に、源泉徴収義務者のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

※平成28年度税制改正によりマイナンバー記載対象書類の見直しが行われ、一部の申請書、届出書等については、マイナンバーの記載を要しないこととされました。対象となる書類や適用開始時期について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

2 源泉徴収義務者が給与所得者から提出を受ける書類の主な変更点

(1) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」へのマイナンバー又は法人番号の記載

源泉徴収義務者は、平成28年1月1日以後、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバーが記載された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた源泉徴収義務者は、その申告書に自身のマイナンバー又は法人番号を付記する必要があります。

(2) 「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受ける場合の本人確認

源泉徴収義務者が給与所得者からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

なお、源泉徴収義務者が本人確認を行う必要があるのは、マイナンバーの提供を行う給与所得者本人のみとなります(控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の本人確認は、給与所得者が行うこととなります。)

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書									
所轄税務署長等 京橋	給与の支払者の名称(氏名) 東京国税商事株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 コクセイ タロウ	生年月日 45年1月20日	配偶者の氏名 国税 太郎	あなたの職別 本人	扶養 扶養控除等申告書の提出(扶養している場合は、必ず付けてください。)	扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
税務署長 千代田	給与の支払者の法人(個人)番号 9876543210987	あなたの個人番号 234567890123	あなたの職別 本人	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3-×-×	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3-×-×	あなたの住所 東京都千代田区霞が関3-×-×	扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
あなたに控除対象配偶者や扶養親族が区	給与の支払者のマイナンバー又は法人番号を付記します。	給与所得者が本人のマイナンバーを記載します。							
区分等	氏名	年齢	性別	住所	所得	異動月日及び事由	扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
控除対象配偶者	国税 花子	49, 10, 18	♀	東京都千代田区霞が関3-×-×	0	円	扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
1	国税 一郎	10, 1, 31	♂	東京都千代田区霞が関3-×-×	0	円	扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
2	国税 二郎	11, 12, 25	♂	東京都千代田区霞が関3-×-×	0	円	扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
3	678901234567						扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
4							扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
5							扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
10歳未満の扶養親族(平13.1.2以降生)							扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		
3							扶養 この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除を受ける場合に提出するものです。		

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

平成28年度税制改正により、給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次の申告書の提出をする場合に、その支払者が、これらの申告書に記載すべき提出者本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等のマイナンバーなどの事項を記載した帳簿(注)を備えているときは、これらの申告書を提出する方は、その申告書に、その帳簿に記載された方に係るマイナンバーの記載を要しないこととされました。

この改正は、平成29年分以後の所得税について適用されます。

1. 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
2. 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
3. 退職所得の受給に関する申告書
4. 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(注)上記1~4の申告書の提出前に、これらの申告書の提出を受けて作成された帳簿に限ります。

法定調書に関する事務での取扱い

1 マイナンバー制度導入後の主な変更点

(1) 法定調書へのマイナンバー又は法人番号の記載

法定調書の提出義務者(支払者等)は、平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書に、原則として金銭等の支払を受ける方及び支払者等のマイナンバー又は法人番号を記載する必要があります。

(2) 支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合の本人確認

法定調書の提出義務者が金銭等の支払を受ける方からマイナンバーの提供を受ける場合には、本人確認を行う必要があります。

2 給与所得の源泉徴収票の主な変更点

税務署提出用
平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者
住所又は居所
東京都千代田区霞が関3-×-×

【受給者番号】
234567890123

経理課長
氏名(氏名) コクセイ タロウ
氏名(姓) 国税 太郎

支払を受ける方のマイナンバーを記載します。

16歳未満の扶養親族のマイナンバーは、記載しません。

控除対象配偶者及び控除対象扶養親族のマイナンバー等を記載します。

支払者のマイナンバー又は法人番号を記載します。

【受給者番号】
9876543210987

住所(居所)又は居住施設
東京都中央区築地5-×-×

氏名又は名称
東京国税商株式会社

給与の支払者が税務署に提出する平成28年1月以後の支払に係る給与所得の源泉徴収票には、太枠で囲った部分のように、給与の支払を受ける方等のマイナンバー又は法人番号を新たに記載する必要があります。

また、給与所得の源泉徴収票は、A6サイズからA5サイズに変更されています。

※法定調書とともに提出する法定調書合計表にも提出義務者のマイナンバー又は法人番号の記載が必要です。

※年の途中で退職した方に係る源泉徴収票についてもマイナンバー等の記載が必要です。

※法人番号は、法人等の支店や事業所等には指定されませんので、法人等の支店が法定調書等を提出する場合には、本店に通知された法人番号を記載します。

マイナンバー及び法人番号の記載の要否一覧表(○：記載要、×：記載不要)

	給与の支払を受ける方のマイナンバー	控除対象扶養親族、控除対象配偶者のマイナンバー	16歳未満の扶養親族のマイナンバー	給与の支払者のマイナンバー又は法人番号
給与所得の源泉徴収票(受給者用)	×	×	×	×
給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)	○	○	×	○
【参考】給与支払報告書(市区町村提出用)	○	○	○	○

【ご注意ください】

受給者に交付する給与所得の源泉徴収票には、マイナンバー及び法人番号を記載しませんので、ご注意ください。

3 支払を受ける方の番号記載の猶予

平成28年1月1日以後の金銭等の支払等に係る法定調書には、支払を受ける方のマイナンバー又は法人番号の告知を受けてその番号を記載する必要がありますが、所得税法等に告知義務が規定されている一部の法定調書については、マイナンバー及び法人番号の告知について3年間の猶予規定が設けられており、その間告知を受けるまではマイナンバー又は法人番号を記載しなくてもよいことになっています(例：特定口座年間取引報告書)。

なお、給与所得の源泉徴収票や、不動産の使用料等の支払調書には猶予規定は設けられていません(猶予規定が設けられている法定調書の一覧については、国税庁ホームページをご覧ください)。

～法定調書を提出される方で、一定の要件に該当する方は光ディスク等による提出が義務化されています～

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、光ディスク等又はe-Tax による提出が義務化されています。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

第33回 法人会全国大会・長崎大会

●と き 平成28年10月20日(木) ●ところ 長崎市 ブリックスホール

第33回全国大会が長崎市で開催され迫田英典国税庁長官、中村法道長崎県知事、田上富久長崎市長などの来賓を迎え盛大に開催されました。

式典の前に開催された記念講演では、長崎総合科学大学の教授ブライアン・バークガフニ氏が「地方が生き残るために」と題して、地方の隠れた魅力を全国に発信していくことが大切であるとの内容の講演がありました。

最後に大会宣言を採択し、第34回全国大会の開催地となる福井での再会を誓い、終了しました。



ブライアン・バークガフニ氏の講演

第3回 公益社団法人 飛驒法人会理事会

●と き 平成28年9月14日(水) ●ところ 飛驒高山美術館

第3回理事会を、土屋高山税務署長、松浦法人課税第一部門統括国税調査官をはじめとする来賓の方々を招き、開催しました。

議事として上宝支部の高山支部への合併承認の件が上程され、原案どおり承認されました。

また、会員増強、自主点検チェックシートの活用などの活動が確認されました。

理事会終了後、土屋高山税務署長から「少しだけ、税金の話」と題して、財産を相続したときやもらったときにかかる相続税、贈与税を中心に、実例を交えたお話がありました。

相続・贈与税の改正で、これから誰しも関係してくる可能性のある問題で、有意義な講演でした。



土屋高山税務署長のお話

第35回 岐阜県下法人会女性部会連絡協議会開催

●と き 平成28年10月5日(水) ●ところ ホテルアソシア高山リゾート

本年度の協議会が、名古屋国税局課税第二部長 山下俊彦氏、岐阜北税務署長 間瀬暢宏氏をはじめ多数の来賓・会員106名の出席により(公社)飛驒法人会女性部会の主管にてホテルアソシア高山リゾートにおいて開催されました。

今年の協議会は、「どうなる消費税」をテーマに、7つのグループに分かれ“日本の財政の中での消費税の役割”や“世界に見る日本の消費税”を討議内容として、飛驒法人会女性部会のメンバーが進行役を務めディスカッションを展開。その後、代表して2つのグループより内容の発表があり、岐阜北税務署長より講評をいただきました。全員参加の大変有意義な協議会となりました。

会員交流を兼ねた昼食懇談会ののち、記念講演は「快腸で快調 ～腸内環境とカラダの健康～」と題して、システムエンジニアであり管理栄養士でもある、㈱ヤクルト東海所属の江川美晴氏による講演会を開催。食生活の大切さ、特に体の基幹である腸の役割についてわかりやすいお話を伺うことが出来ました。



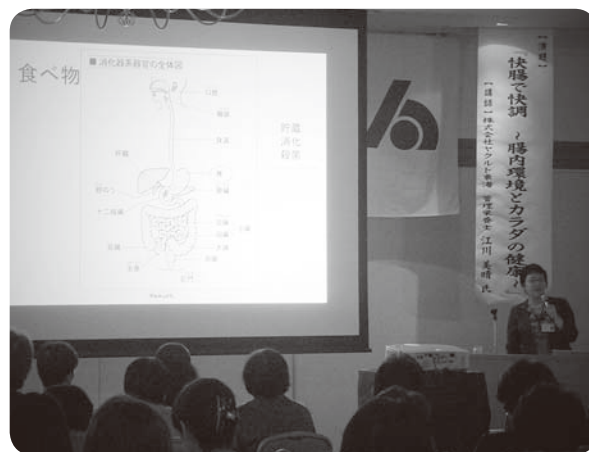
課税第二部長 山下様



向井部会長



グループディスカッションの様子



記念講演の様子

休憩室

「守る」

料亭 角正 12代目主人 角竹 正至

「海老坂の 電気の下のおかめ石」

飛驒地方、特に高山で生まれ育った皆様なら一度はお聞きになったことがあるかと思いますこの句。

私どもが営みます料亭 角正は、この海老坂を登りきったところにあります。

江戸時代でいえば武家屋敷が立ち並んでいました境界となります。

創業は江戸末期、文化・文政の頃、200余年に渡り同じ血筋の者が同じ場所で、大きく形を変えることなく商いをさせていただいています。

初代の庄兵衛は元々江戸で刀鍛冶屋をしていましたが、あるとき江戸で一番の料亭「八百善(やおぜん)」にての宴に招かれ、その料理に感銘を受けて門をたたき、料理人へと職を転じました。その後、江戸より高山町へ御着陣されました時の郡代に見初められ、お付きの料理人としてこの地へ参ったのが当店の始まりであり、それ故に妻入り屋根をもつ武家屋敷にて料亭を営ませていただけたと言い伝えられています。

当時は、歴代の郡代の御着陣・御出府などの際の賄方として本膳料理を調製させて頂いたり、地元の方々のお屋敷へ仕出し料理をお持ちしたりしながら、料亭としていとなませていただ

ていました。以降、様々な時代の変化にもまれながら少しずつ変化を加え、現在まで営業を続けて参りました。

12代目である私も、長男として幼少期より跡継ぎであるという意識

をもち、大学卒業後、京都の老舗料亭での修行を経て、約20年前より家業に従事をさせていただいています。

先ずはこのように長きにわたり続けていられますのも飛驒法人会の会員の皆様をはじめ、御支え下さる地元の皆様、御最上にして下さる内外のおお客様の御蔭と感謝を申し上げます。

さて、これだけ長く商いをさせていただきますと、人からは「老舗」といわれます。

「老舗」というときっと思い浮かぶのは「伝統」であったり「格式」であったりなぜか閉鎖的で、変化を好まないような堅苦しいイメージが思い浮かぶと思います。言わば頑固一徹。

しかし私はそうは考えていません。きっとこれまでの200余年の商いの中でも柔軟に変化を遂げてきたからこそ続けてこられたのだと思います。激動の時代と言われる現代ですが、創業当初から現在に至るまでにはもっともっと激しい変化の時がありました。明治維新然り、2度の世界大戦然り。

決して変えてはいけないのは大きな意味では次の2つ。

1つはハード面で、基本的な建物の景観を可能な限り現状のまま維持していくこと。

2つ目はソフト面で、創業当時からずっとそうであったように主人が調理場の中心となり、その妻が女将として給仕の中心となり、従業員と共に可能な限りのおもてなしをするということ。私共が守っていかなければいけないのはた



だこの2つだけだと考えます。

勿論、日本文化の中に定着している決まり事はきちんと踏まえながらではありますが、その2つ以外の事柄はその時々時代に合わせて柔軟に変化をして行くべきで、お客様のニーズに合ったサービスを提供することが老舗の使命だと考えています。

例えばこの頃は足が悪くて正座が出来ないお客様も多くご来店いただきます。

それなのに頑なお座布団とお膳でお召し上がりいただくのはお客様にとっておもてなしが出来ているとは言えません。そこで椅子とテーブルを設えさせていただいたわけですが、これが一筋縄ではいきません。先ずは本来日本座敷に椅子テーブルという設定自体が無いわけですし、私共のお座敷の雰囲気合うものがなかなか見つかりません。

また、やはりお座布団とお膳を好まれる方もいらっしゃいますから、常設というわけにもいきませんから、収納についても考えなければなりません。近いお客様のご意見もお聞きしながら試行錯誤を繰り返し、ようやく10年越しで満足のいくものが完成いたしました。

また、御最上のお客様が、「お正月に家で角正の料理が食べたいな」とおっしゃった一言が始まりで、おせち料理を商品化することとなりました。それまで雑誌の企画などで、当店の得意とする精進料理でお節を仕立てるなどの試みはしていましたが、元々お節という文化が高山にはないという事もあり、商品化するには少し戸惑いもありました。しかし、お客様のニーズにこたえてこそ老舗だという考えに立ち返り、試行錯誤の上、商品化をすることが出来ました。おかげさまで、近年では市内のお客様にもご好評で、デパートや県外からの直接のご注文も頂いています。

昭和の後半は殆んど行わなかった仕出し、出仕事も近年では、ご依頼いただくようになりました。

お客様のイメージされる多種多様な状況において、私共のお料理とサービスによって更に場を引き立てるお手伝いが出来れば、場所はどこ



であろうとも、それも老舗料亭としての大切なおもてなしであるという観点からも、また創業当初は郡代の賄方を務めさせていただいていたという原点回帰という観点からも、これからも励んで参りたい仕事の一つです。御蔭様で、ここ最近では、他県からのご依頼も承り、また一歩前進をさせていただくことが出来ました。

決して奇をてらってはいけません、このように前述の二つの「決して変えては行けない事」をしっかりと守りつつ、お客様のニーズにお応えしていくことが老舗に使命であると捉え、不器用ながらもしっかりと次代を見据えつつ励んで参りますので、どうかこれからもご指導、ご鞭撻、またお引き立てのほどよろしくお願いたします。

さて、話は少し変わりますが、ここ数年国内には沢山の外国人が訪れます。それに伴って当店にも様々な国からのお客様にご来店いただけるようになりました。

有難いことに母である大女将と妻である女将が英語をたしなみますので、コミュニケーションには事欠かず、リピーターの方もいらっしゃいますし、ご友人に紹介されたような方も訪れてくださいます。ただ、ここで私共が気を付けていること、それはいたずらに外国の方々の文化にこちらが寄せたサービスをしないこと。せっかく日本をご旅行されて料亭文化を楽しもうとしておいらっしゃるのですから、日本人にするのと何ら変わらない、いつも通りのおもてなしをするという事。いくら時代に合わせて変化をして行くといっても、ここは日本。私共が自信をもって日本らしさを残す。ここだけは守っていきたいものです。

事業所訪問 株式会社 なべしま

概

要

代表者：代表取締役 鍋島 晃典
所在地：岐阜県高山市赤保木町233番地
創業：平成2年3月1日
設立：昭和47年12月
従業員数：正社員9名、パート・アルバイト等6名(うち女性4名)
事業内容：火薬・化成品・レンタル・玩具花火の販売業務を主たる領域にしています。ナベシマグループの中核の会社です。
グループ法人：株式会社鍋島商店、飛雄建設株式会社、株式会社テクノエコ(東京)、株式会社なべしま銘茶(グループ全体の従業員数60名)

対

談

ききて ナベシマグループの中核の会社ですが、ナベシマグループ全体の経歴をお聞かせください



鍋島 晃典 社長

社長 ナベシマグループの創業は明治41年9月に鍋島甚三郎が岐阜県高山町上一之町にてお茶の販売を手掛けたのがグループとして始まりです。
その後、お茶に加え火薬・土木建設・化成品の業務を開始し、平成に入り



会社外観

分社化をして株式会社なべしまの設立がなされ、現在のナベシマグループとなりました。

ききて 経営理念があれば教えてください。

社長 飛驒地域の元気のよい企業をサポートする企業になりたいと思っています。

弊社は火薬類・化成品(小売店で使用している食品トレーや工業製品出荷時の梱包材など)を扱っていますので、「安全」と「環境問題」に向かい合いながら安心して使っていただく商品・製品の提案していくことをしています。

私どもの取扱う商品は表にでるものではありませんので、お客様である企業を支える裏方だと思っています。

ききて 会社の女性職員は、どのように働かれていますか。

社長 わが社も女性の力を得て事業を行っていますので、女性にやさしい職場作りを心がけています。



インタビュー風景

女性が働きやすい職場にするには、明るく楽しい雰囲気づくりをしなくては行けませんので、朝礼では笑いの絶えないよう心がけています。

ききて ナベシマグループとして多角的な経営をされていますが、苦勞している点はどんなところですか。

社長 様々な仕事をしているので、休みの日に出社する部門もあり、社員全体の行事計画をできないことが悩みですが、来年は創立記念日の9月1日に社員旅行を計画しています。

ききて 新しいビジネスモデルとして考えていること及び、現在、力を入れていることはありますか。

社長 包装資材(食品パッケージ等)・食品衛生用品(ノロウイルス対策やマスク等)の取引が増えており、それに対応するため新しい提案をしていくことが必要だと思っています。

また、地元企業に選んでいただくためには、企業人として及び社会人としての社員教育が大切です。

ききて これからの目標、個人的なものでも結構ですがありますか。

社長 私は、愛知県岡崎市の出身で15年前に高山に来ました。その時に良い友達を作ろうと青年会議所などの活動を通じて仲間を作りました。

その中で、仕



ナベシマグループ創業地

事をするには人と人のつながりが一番だと学び、「FACE TO FACE(顔の見える)」の仕事大切にしていきたいと思っています。その一環として夏に開催している「なべしま屋夜市」では、ご近隣をはじめとする地域の方と直接触れ合い、喜んでいただけるよう活動しております。「高山一の人気者になる」ことが個人的な目標です。

ききて 本日はお忙しい中ありがとうございました。

会社及びご自身の益々の発展とご活躍ご健勝をお祈りしてインタビューを終わります。

(ききて：女性部会 中谷 敬子)



なべしま屋夜市



上宝支部 重要無形民俗文化財「一重ヶ根鳥芸」、指定から約60年

9月30日、奥飛騨温泉郷一重ヶ根の神明神社で催されたお祭りを見る機会がありました。

この祭りで奉納される「鳥芸」は、昭和31年に県の重要無形民俗文化財に指定され、来年で60年目を迎えることとなります。

今回の記事は都合により西濃出身の事務局員が書いております。よそ者に言わせれば、鳥芸を含め、飛騨中の各地区で今もなお、独特な祭りや芸能が存続していることに驚くばかりです。



さらに今回の祭りは、平日ということもありますが、観光地で行われているにも関わらず観光客はなく、地元の方々だけで楽しまれているお祭りでした。

観光客の視点からすると、ありふれた観光名所を巡るのではなく、旅先の土地に溶け込み、その土地の住民になったような気持ちで、その土地でしか味わえない、その土地ならではの体験を求める傾向があるように思います。

どの地域も高齢化が進み、祭りの担い手不足に陥っている現状もあります。しかしこのような祭りが改めて、人の心を動かす時代となった今、この大切な文化を次世代につなぐ革新的な手法が必用とされるのではないのでしょうか。

(野原 記)

金山支部 イコスタ DE かなやま 2016 開催

10月16日(日)、金山市民グラウンドにおいて、町商工会青年部主催「イコスタ DE かなやま 2016」が開催されました。

会場内は、各種バザーテントが会場を埋め、さらに軽トラ14台による「軽トラ朝市」や特設ステージでの演奏会など多彩なイベントにより、久しぶりの秋晴れの下、大いに賑わいました。

また、会場の一角では、下呂市内商工会による企業の販路開拓支援事業として「下呂特産品PR即売会」が開催され、市内の特産品のPRと販売のほか、



来場者を対象にした特産品の消費者アンケート調査が行われました。(矢島 記)

古川支部 映画の「聖地巡礼者」で賑わう

古川町や宮川町では8月の終わりころからあちこちで大勢の人が探訪している様子を見かけるようになりました。

大ヒットアニメーション映画「君の名は。」のファンの人たちです。

映画に登場する地域や施設などは「聖地」と呼ばれ、そこを訪れるファンは「聖地巡礼者」と呼ばれています。過去にも高山市が舞台となったアニメーション・氷菓でも多数の巡礼者が高山市を訪れていることで話題になりました。

「君の名は。」の主人公は飛騨地方をイメージした架空の町で暮らしていて、飛騨古川駅や神社などが登場します。映画公開が始まった8月末から休日はもちろん、平日でも朝早くから全国各地より訪れる人たちを見かけます



気多若宮神社



飛騨古川駅 跨線橋

これまで「巡礼者」が訪れることがなく、観光スポットでないところに人が集まる理由を大半の市民が理解できませんでした。TVなどに頻繁に取り上げられることでようやく知るところとなりました。

映画のヒットで飛騨弁に憧れる人が増えているともいわれます。

従来の観光とは違った側面から飛騨の文化などに触れて頂くことで地域の活性化につながることを期待されます。
(廣田 記)

下呂支部 下呂温泉 冬の風物詩!!

★下呂温泉花火ミュージカル冬公演

通常公演／12月3日・10日・17日 午後8時から15分間

特別公演／12月24日 午後8時から30分間

会場／下呂大橋上流

今年で17回を迎える下呂温泉冬の恒例イベント! 特別公演ではおもしろイベントやプレゼントもあります。ご家族・友達・恋人と楽しんでください。

★ウインターイルミネーション

期日／12月3日～12月25日

会場／下呂大橋上流しらさぎ緑地公園

やわらかな光が冬の下呂温泉を彩ります。温泉街の中心でロマンチックな時間をお過ごしください。

★キャンドルイルミネーションin下呂温泉

期日／12月24日 午後4時から午後9時まで

会場／下呂温泉白鷺橋及び阿多野谷

クリスマスイブの夜に世界平和の願いを込めて、チャップリンのブロンズ像周辺で約3,000個のキャンドルイルミネーションを点灯します。幻想的な夜をお楽しみください。
(千田 記)



青年部会だより

租 税 教 室 勉 強 会

日時：平成28年8月26日(月) 場所：高山観光ホテル

飛驒法人会青年部会連絡協議会は、今年度も小中学生を対象とした租税教室を開催するための講師を養成する勉強会を開催しました。

当日は、岐阜北税務署 野村正典広報広聴官を講師に招き、租税教室を開催するに当たっての注意点及び授業のポイントを実例を交えて研修しました。

今年度も飛驒地域の小中学校17校の児童生徒に租税教室を開催します。



県 下 青 年 部 会 連 絡 協 議 会

日時：平成28年10月14日(金) 場所：恵那峡グランドホテル

県下7法人会の青年部会員が集う、第39回県下青年部会連絡協議会が名古屋国税局の山下課税第二部長をはじめとする来賓の方々を招き、開催されました。

式典に先立ち第1部の分科会では、「青年部会活動のさらなる充実と部会員増強」をテーマに租税教室の実施方法、部会員拡大について活発な討論がされました。

今後の青年部会の活動に大いに参考となる意見交換がされました。

なお、次回開催は、当法人会青年部会が担当して下呂市で開催予定ですので、部会員の皆様には積極的に参加願います。



支部だより

高山南支部 國島高山市長講演会

日時：平成28年7月26日(火) 場所：久々野町 割烹 若松

高山南支部では、毎年國島高山市長をお招きし、講演会を開催しています。

本年度は、「飛驒高山ブランド戦略」について講演して頂き、現在の飛驒高山は歴史的景観や自然景観が徐々に損なわれてきているなど、本来の飛驒高山の魅力が薄らいでいくことが危惧されるため、市民、事業者、行政等が共通認識を持ってブランド化に取り組み、飛驒高山の魅力・価値を効果的に内外に発信し、交流人口、定住人口の増加、地場産品等の流通拡大など地域の活性化に繋げて行きたい。と力強く語られました。

市政施行80周年を迎え、魅力的な高山市であり続けるよう、それぞれがしっかり取り組まなければならないプロジェクトであると感じました。

講演会終了後は、交流会が行われ和気あいあいとした雰囲気の中、有意義な時間を過ごしました。



女性部会だより

夏季研修会

日時：平成28年9月12日(月) 場所：下呂温泉 山形屋



女性部会では今年も下呂市にて夏季研修会を開催いたしました。

最初に今年10月に高山に於いて開催される、岐阜県下法人会女性部会連絡協議会にてテーマとなっている消費税についての勉強会を開催。今回は飛驒法人会女性部会が進行役となってグループディスカッ

ションを行うため、勉強にも熱が入った研修会でした。

引き続き、今年7月に高山税務署長に着任された土屋雅則氏より、相続税についてのお話を身近な「サザエさん」一家をモチーフにわかりやすく解説していただき、とても楽しく興味深くお話を伺えました。





法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。



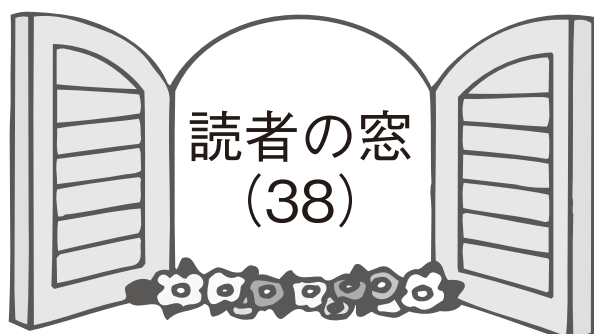
DAIDO 大同生命保険株式会社

岐阜支社/岐阜県岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141



AIU 損害保険株式会社

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16 (大同生命広瀬ビル7F)
TEL 058-262-4771



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。
投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。

F A X 0577-33-1093
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

がんばれニッポン！……東京オリンピックと景気回復

飛驒市 50代 男性

熱戦が繰り広げられたシーンが記憶に新しいリオデジャネイロ五輪。日本が獲得したメダル数は41個(金12、銀8、銅21)で、前回のロンドン大会の38個を上回って過去最高となった。メダル獲得数はドイツとフランスに次ぐ7位で、自国開催となる2020年の東京五輪に向かって期待をふくらませる結果となった。

スポーツの祭典として華やかな五輪ではあるが、今回の五輪を経済面から見てみると、リオデジャネイロ州では五輪開幕が迫った6月に財政非常事態が宣言され、ブラジル政府が急遽、資金支援を決めるなど、開催国ブラジルは深刻な景気後退にあえいでいる。

東京に五輪招致が決まった当時、政府は東京五輪に係る経済効果を「アベノミクス」の「第4の矢」に位置付けて、景気停滞から脱する「追い風」になるとした。

しかしながら、エンブレムや新国立競技場問題のドタバタにはじまり、現在でも毎日のように競技会場の場所や建設費の問題がTVや新聞紙上を騒がせており、招致段階では7千億円ほどと見込まれていた開催費用も今では2兆とも3兆円とも言われていることを考えると、多額の税金が投入される「五輪効果」がとらぬタヌキの皮算用になりかねないかと心配になる。

それでも「スポーツには人を幸せにし、経済をも変える力がある」と信じて…景気回復に向かってがんばれニッポン！

怖～い消滅のお話。

下呂市 60代 K男

先日、何気なく朝刊を読んでいると、総務省が発表した国勢調査確定値の記事が目にとまりました。話には聞いていたけど、日本の人口は前回5年前の調査より96万人余、調査開始以来初めての減少で高齢化率も26.6%と過去最高とのこと。

ついでに気になったのでちょっと前に話題になった「地方消滅」という怖いタイトルの本のページも捲ってみました。なるほど私の住んでいるところも県下何番目かの消滅可能性都市候補になっています。2040年の人口予測は平成の大合併時の約半分の2万人余となっており、時代の先端？を突っ走っていることに驚愕しました。

私のような初老の鈍感人間には、まわりの増え続ける年寄りばかりに目を奪われ、慢性疾患のようにやってくる少子化が自分たちの暮らしにどう影響が出るかなんて想像したこともありません。ある意味、地震や原発事故、北朝鮮の核実験や中国の海洋侵犯のニュースも怖いけど、もっとも身近で起こっている深刻な問題かもしれません。これじゃ税金確保どころの話ではないわい。英知を結集して何とかしなければ大変だ！と思う今日この頃でした。

事務局だより

法人会アンケート調査システム 新規登録にご協力ください

法人会アンケート調査システムは、法人会の会員の声を集めるツールとして平成22年に創設したシステムです。

今後もこのシステム有効活用すべく会員の皆様の新規登録をお願いいたします。ぜひ登録をお願いいたします。



法人会アンケート調査システム 新規登録方法

- 登録資格は「会員企業に所属する方または個人会員」に限ります。
- 登録するメールアドレスは、会社の代表アドレス等、できるかぎり組織上のアドレスでご登録願います（メール未達先発生防止のため）。

1 登録したいメールアドレスが使えるパソコン等から、ウェブで「法人会」を検索します。（登録時に同意確認等があるため、本人様ご自身でお手続き願います）



2 検索結果から「全国法人会総連合」をクリックし、全法連のホームページを表示します。そして「法人会アンケート調査システム」のボタンをクリックします（右図）。

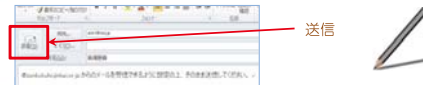


3 法人会アンケート調査システムの画面に遷移したら、各種手続きの「新規登録」をクリックします。



※すでに登録している方でメールアドレス等を変更される場合はこちらから手続きをしてください。

4 メール送信画面が表示されますので、そのまま送信します。ただし、迷惑メール等の受信拒否設定をしている場合は、@zenkokuhojinkai.or.jp からのメールを受信できるように設定してから送信してください。



5 すぐにメールが返信されますので開封し、本文中のリンクをクリックします。

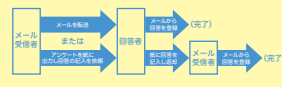


6 入力画面が開きますので、画面の指示に沿ってご自身の情報を登録します。最後まで入力し、登録完了の旨メールが届いたら終了です。

※ご注意/すでに登録済のアドレスは新規登録できません。なお、平成26年3月以前に登録済の方は上記⑤の「登録情報の確認・変更」からご自身の登録情報を更新願います。（更新後、アンケートの送信を再開します。）

アンケートを受信されました、ご回答にご協力いただきますようお願いいたします。

2か月に1~2回の頻度でアンケートを実施しておりますので、受信後はご回答をお願いいたします。なお、アンケートの内容によっては、事業所の代表者やご担当者等からご回答いただきたい場合があります。メール受信者と回答者が異なる場合は、右図の手順でご回答ください。



■お問い合わせ先 全国法人会総連合 アンケート調査システム係
Mail: mail@zenkokuhojinkai.or.jp Tel: 03-3357-6681

編集後記

■9月14日の公益社団法人飛驒法人会理事会が開催されました。その際、土屋高山税務署長より、「少しでも、税金の話」と題して、実例も多く大変役に立つ講演を聞かせていただきました。今後ともご指導をお願いいたします。

■今年も11月11日~17日まで、「税を考える週間」が開催されました。この間バロー高山ショッピングセンターにて小学生の習字、絵はがき展、税金パネル展示、中学生高校生の作文展示などのイベントが開催されました。

■休憩室、料亭角正の「日本らしさを残す」は、守っていただきたいものです。

■とんなんしいぺい古川支部の「聖地巡礼者」はアニメーション映画「君の名は。」の話題です。

■次期米国大統領トランプショックが世界中を駆け巡りました。世界はどのように変化して行くのでしょうか。法人会もどう変化していくかが問題です。少し楽しみでもあります。

■法人会だよりの表紙の挿し絵を、昭和63年から永きにわたりお願いしていました玉 賢三様が11月2日永眠されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。（M.N）

平成28年11月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島 道雄 住 宏夫 長瀬 栄二郎 高橋 厚生 矢島 俊彦 千田 純弘
桂川 典輝 細江 和彦 森前 三弘 廣田 耕作 追分 英輔 中田 昭彦
中谷 敬子 今井 美佐子 村井 智子 中谷 朋子

